

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：令和7年3月21日（金）10時30分～11時16分
2. 場 所：石川県庁 議会庁舎1階 大会議室
3. 出席者：委員23名、説明者、事務局他
4. 議事概要：

- (1) 「志賀原子力発電所の運転状況等」について、北陸電力から説明があった。
- (2) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(令和6年度第3報)」、「志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和6年度第2報)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。
- (3) 「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画(案)(令和7年度)(石川県)」、「志賀原子力発電所周辺環境放射線監視年度計画(案)(令和7年度)(北陸電力)」、「志賀原子力発電所温排水影響調査年度計画(案)(令和7年度)(石川県、北陸電力)」について、事務局から説明があり、協議会として承認された。

(委員) 年度計画は前年度と比較し、変わった点はないと理解してよいか。

(事務局) その通り。

(委員) モニタリングポストからの伝送ができない場合に使用することとなる移動式の測定機器の検証等を行っているのか。

(事務局) 県では、可搬型モニタリングポストを17台、走行測定用の機器を11台保有している。これらを用いて災害時に対応することになっており、原子力防災訓練等を通して実効性を検証している。

- (4) 「原子力発電所に対する規制検査結果等」について、志賀原子力規制事務所から説明があった。

(委員) 志賀原発付近で地震があった場合、検査を行うと思うが、これまで異常はあったか。

(規制事務所) 地震発生時には、対応が適切に行われるか確認している。余震の際にも、常駐検査官が立ち会って、対応状況を確認している。特に異常は確認されていない。

(委員) 検査体制の重要度評価で通常は緑判定、非常時に白、黄、赤判定となる。白判定の場合でも、規制庁の方から何らかの改善等を事業者に対して要求するのか。

(規制事務所) 緑判定については特に改善を要求しない。白判定以上で書面もしくは口頭で改善を要求する。今回報告されている中で緑判定にも至っていない事象もある。当然、緑判定があれば、皆様にも何故それが緑判定かということをご説明しなければならないと考えている。

- (5) 令和6年12月26日に開催された協議会の議事概要をホームページ公開していることについて事務局から報告があった。